

木曾岬町農業委員会総会会議録

令和5年9月5日

木曾岬町農業委員会

木曾岬町農業委員会会議録

令和5年9月5日午後7時00分に、木曾岬町農業委員会総会は木曾岬町庁舎会議室に召集された。

1. 委員会の定数は次のとおりである。

9名(欠員0名)

2. 出席委員は次のとおりである。

1番 水谷 正行

5番 花井 一好

6番 白木 悟

8番 岡村 昇

9番 白木 斉

3. 欠席委員は次のとおりである。

2番 伊藤 忠司

3番 糠 己紀男

4番 横井 善彦

7番 岡村 なつ枝

4. 会議議案に意見を述べるため、会議に出席した推進委員は次のとおりである。

伊藤 恒久

伊藤 正人

加藤 英二

伊藤 正樹

伊藤 守

5. 会議議案説明のため、会議に出席した者は次のとおりである。

事務員 多賀 達人

事務員 服部 彰宏

6. 会議の書記は次のとおりである。

事務局長 多賀 達人

7. 会議の議案は次のとおりである。

議案第1号 農地法第5条事業計画変更申請について

議案第2号 非農地証明願について

報告第1号 農地法第18条の規定による通知について

議案第3号 農用地利用集積計画について

8. 傍聴者は次のとおりである。

なし

9. 会議

会議内容は次のとおりである。

(開会の挨拶)

議長 本日は、農業委員会を開催いたしましたところ、委員の皆様には公私何かとお忙しい中、ご出席を頂きましてありがとうございます。

只今より、木曾岬町農業委員会を開催いたします。

本日の欠席委員は、樋己紀男農業委員、伊藤忠司農業委員、岡村なつ枝農業委員、横井義彦農業委員です。

よって出席委員は、農業委員5名、推進委員5名です。本日の会議が成立します事をお伝えいたします。

(書記の指名)

議長 次に、書記の指名を行います。

書記には、多賀 事務局長 を指名したいと思いますが、異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議長 それでは、多賀 事務局長 よろしくお願い致します。

議長 只今より会議に入ります。各議案につきまして、よろしくご審議の程お願い申し上げます。

(午後7時00分 開会)

議長 農業委員会会議規則第13条の規定により、出席委員さんの中から議事録署名者を2名、選出することになっておりますことから、本日の議事録署名者として、花井一好委員、白木悟委員にお願い致します。

ご両名の方、よろしくお願い致します。

それでは、議事に入ります。

議案第1号 農地法第5条事業計画変更申請について

議案第2号 非農地証明願について

報告第1号 農地法第18条の規定による通知について

議案第3号 農用地利用集積計画について

以上の4議案を上程致します。

只今上程した議案の内容について、事務局の説明を求めます。

事務局 総会事項書に基づき説明をさせていただきます。

事項書2ページ「議案第1号 農地法第5条事業計画変更申請について」の説明をさせていただきます。

本申請は、既に農地転用の許可がされた案件で許可目的を変更する場合には、変更申請をして県から承認されるものですが、県に申請書を進達するにあ

いては、農林水産支援センターを通じて、農用地の出し手と受け手の調整が整っている案件については、集積計画によって農地の権利設定等の手続きが一括して完了する仕組みとなっています。申請件数は9-1から9-12までの12件、計 ■筆の ■■㎡です。期間は ■年間で新規の賃借権です。土地の所在等は記載のとおりでございます。先ほどの報告事項でありました解約した土地を、法人として設定するものでございます。

本件農用地利用集積計画については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。只今から申請書類を回覧させていただきます。回覧が終わりますまで、暫時休憩とさせていただきます。十分な審査、ご確認を賜りますようお願いいたします。

[休会 午後7時12分]

(申請書回覧)

議 長 それでは、申請書類の回覧が終わりましたので、休憩を解きまして会議を再開いたします。

[開会 午後7時25分]

議 長 「議案第1号 農地法第5条事業計画変更申請について」の申請番号「4番」につきまして、申請地の担当推進委員及び農業委員からご意見を頂きます。

はじめに推進委員の「伊藤正樹委員」のご意見を申し上げます。

伊藤正樹委員 特に問題ないと判断しました。

委員

議 長 次に農業委員の「花井一好委員」のご意見を申し上げます。

花井一好委員 同じく特に問題ないと判断しました。

委員

議 長 他の委員さんで何か、ご質疑等がありましたらご発言願います。

(特になし)

議 長 それでは、他にご意見ご質疑も無いようですので、次に「議案第2号 非農地証明願について」につきまして、委員さんで何か、ご質疑等がありましたらご発言願います。

水谷正行委員 今回の申請箇所の経緯を教えて欲しい。申請せずに転用して、■年経ったら非農地証明で許可されるのではやったもん勝ちになってしまうのではないか。

事務局 今回の申請については、約 ■年前に ■■■■■の ■■■■として利用を開始したものです。非農地証明ができる場所は、農振農用地以外、いわゆる白地の農地であり、農地法上でも申請すれば転用可能な農地しかできません。それ以外の農地を申請せずに転用した場合、違反指導の対象となり農地に復旧してもらうこととなります。

また、非農地証明には始末書が添付されますが、この後新たに申請しないまま転用行為をすると悪質であると判断されるのでその後の転用許可は出ないこととなります。

白木悟委員 都計法の前であれば当時知らずにやってしまうことは仕方ないと思うが。今回はなぜ気づけたのか。

事務局 今回については、相続の手続きの際に分かったものです。非農地証明では、相続時か、別の農地法3条や5条の申請時に分かることが多いです。

議長 他の委員さんで何か、ご質疑等がありましたらご発言願います。

(特になし)

議長 それでは、他にご意見ご質疑も無いようですので、次に「報告第1号 農地法第18条の規定による通知について」につきまして、委員さんで何か、ご質疑等がありましたらご発言願います。

(特になし)

議長 それでは、他にご意見ご質疑も無いようですので、次に「議案第3号 農用地利用集積計画について」につきまして、委員さんで何か、ご質疑等がありましたらご発言願います。

白木悟委員 耕作者の法人設立日はいつか、また、定款の目的に農作業の記載はあるのか。

事務局 手元に資料がないので確認します。

議長 一度休憩とします。

[休会 午後7時32分]

議 長 それでは、休憩を解きまして会議を再開いたします。

[開会 午後7時40分]

事務局 今回の申請については、法人設立日や定款の提出は求めているため農業委員会として確認できる資料はありませんでした。

岡村昇委員 確認して次回教えてください。

事務局 持ち帰らしていただいて次回報告とさせていただきます。

議 長 それでは、他にご意見ご質疑も無いようですので、採決に入りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議 長 それでは採決に入ります。「議案第1号 事業計画変更承認申請について」の「4番」につきまして、承認する旨の意見を付して県に進達することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 ありがとうございます。
挙手全員により、「4番」について承認する旨の意見を付して県に進達することにします。

次に、「議案第2号 非農地証明願について」の「3番」について非農地であることを証明することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 ありがとうございます。
挙手全員により、「3番」について非農地であることを証明することとします。
次に、「議案第3号 農用地利用集積計画について」原案に賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 ありがとうございます。

議 長

挙手全員により、「3番」は、原案どおり可決決定致します。

これもちまして、本日の議題の審議は全て終了致しました。
長時間にわたりご審議いただきまして誠にありがとうございました。
これもちまして農業委員会総会を閉じさせていただきます。

(午後 7 時 50 分 閉会)

会議の次第は書記が記載したものであるが、その内容は
正確であることを証するためにここに署名する。

令和5年 月 日

木曾岬町農業委員会 会長

木曾岬町農業委員会 委員

木曾岬町農業委員会 委員